

平成 31 年度 葛城市中小企業資金融資制度（個人用：創業支援資金）

資格	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住民基本台帳に記録されている住所を有している。 ・市税の滞納がないこと。 ・奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 ・創関連保証制度（奈良県保証協会）の信用保証を受けることができること。 ・創業支援は、これから新たに事業を営むもの又は営んでから1年未満のもの。 ・資金の使途が明確であること。 ・融資金の返済の見込が確実なこと。 ・本融資制度を利用していないこと（借換は、残り期間及び残高が当初融資額の1/2以下となっていること。） ・本融資制度の保証人となっていないこと。 ・許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けていること（提出ができない場合は、統一様式の誓約書を申込み時に提出し、許認可等を受けてから提出すること。） ・暴力団、暴力団員等でないこと。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として不要
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は2部作成し提出して下さい。（1部はコピー可）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・葛城市中小企業資金融資申込書 ・事業計画書 ・住民票（最近3ヶ月以内のもの。市民窓口課で交付。） ・納税証明書（最近3ヶ月以内のもの。収納促進課で交付。） ・事業証明書（最近3ヶ月以内のもの。事業所所在地の税務課で交付。） ・事業所の位置図（事業所が市外の方は、居住地の位置図も添付。） ・信用保証依頼書…………… ・信用保証委託申込書…………… ・創業・再挑戦計画書…………… ・信用保証委託契約書…………… ・個人情報取り扱いに関する同意書… ・申込人（企業）概要…………… ・「保証協会団信」加入意思確認書…… <p style="text-align: center;">} 保証協会共通様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（提出ができる場合） ・源泉徴収票（退職年月日の記載のあるもの） ・印鑑証明書（最近3ヶ月以内のもの） ・許認可証・免許等の写し（必要業種のみ、複数の場合はすべて添付。許認可等未取得していない場合は、保証協会共通様式の誓約書を提出し、取得後に写しを提出） ・見積書 ・委任状（本人以外が持参される場合） ・その他必要書類
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・南都銀行（新庄、高田本町、香芝、御所支店） ・大和信用金庫（新庄、高田、香芝、香芝中央支店） ・奈良中央信用金庫（新庄、高田、香芝支店）
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援資金（限度額） 1事業者につき1,000万円以内 （返済） 60ヶ月以内（据え置き6ヶ月以内）
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度 年2.175%（固定利率）…そのうち、市が1%補給 ※なお、長期プライムレートの変動により、10月1日以降の融資申し込み分から融資利率が変わる場合があります。
信用保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・市が70%助成、申請者は30%負担
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・融資が承認されましたら、速やかに市役所商工観光課に利子補給申請書、委任状（利子補給の受領）、同意書、返済計画書を提出してください。 ・融資の枠（3億円）に限りがあり、受付順となりますのでお早めに申し込みください。 申請受付：第1期 4月1日より（1.5億円）、第2期 10月1日より（1.5億円） ・申請書の提出は、申請者本人をお願いします。（本人以外の場合は委任状持参） ・本融資を受けられ、借換えをされる場合は、残り期間及び残高が当初融資額の1/2以下となっていること。 ・創業資金については、利用者の状況により審査に必要な書類が異なります。